

市長対話「ぞっくばら ん」参加グループ募集

企画広報課 ☎ 66・1145

とき 6月22日(木)

午後3時～4時

ところ 市長応接室

テーマ 教育、環境問題、都

市整備など、市政に関する

ことなら何でも結構です。

ただし、単なる個人的な苦

情や要望は除きます。

募集組数 1組(3～6人程

度)

対話形式 フリートークینگ

申し込み 6月12日(月)(当日

消印有効)までに、ハガキ、

ファクス、Eメールで、参

加メンバー全員の住所・氏

名・年齢・電話番号・希望

するテーマを明記の上、企

画広報課(〒443-8601

FAX 66・1190 Eメール

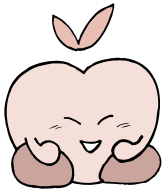
info@city.gamagori.lg.jp)

へ。

※応募多数の場合は抽選。参

加の可否は、6月14日(水)ま

でに連絡します。



スポーツ

夏のバドミントン教室

体育課 ☎ 69・3241

とき 6月14日～7月14日

の毎週水・金曜日 全10回

午後7時15分～9時15分

ところ 市民体育センター競

技場

対象 市内在住・在勤の一

般初心者で小学生以上の方

定員 50人(申し込み順)

参加費 2千500円

申し込み 5月23日(火)～6月

2日(金)に、参加費を添えて

市民体育センター内体育課

へ。



その他の 情報

脳ドック受診の助成

保険年金課 ☎ 66・1103

国民健康保険加入者の生活
習慣病などを早期発見し、健
康管理を図るため、脳ドック

受診の助成を行います。
とき 7月～平成19年3月
までの原則毎週月・水曜日
の午後。日時は保険年金課
で指定します。

ところ 蒲郡市民病院

定員 60人(定員を超えた
場合は抽選。後日、当選者

のみに通知します。)

対象者

次のすべてに該当する方

・蒲郡市国民健康保険に加入

している方

・昭和31年3月31日以前に生

まれた方

・国民健康保険税などを滞納

していない世帯の方

※ただし、昨年受診した方は、

受診できません。

個人負担 1万5千円(脳

ドックのBコース5万円の

うち3割が個人負担額)

申し込み 6月16日(金)(当日

消印有効)までに、ハガキ

に住所・氏名・生年月日・

国民健康保険の記号番号を

明記の上、保険年金課(〒

443-8601)へ。



石綿(アスベスト)健康 被害者の救済について

商工観光課 ☎ 66・1119

「石綿による健康被害の救

済に関する法律」が施行さ

れ、次のような救済制度が設

けられました。

・特別遺族給付金

石綿を取り扱う作業に従事

したことにより中皮腫や肺が

んなどを発症し、平成13年3

月26日以前に死亡された労働

者などの遺族で、時効により

労災保険法に基づく遺族補償

給付を受ける権利が消滅した

方が対象です。

詳しくは、愛知労働局労災

補償課(☎052・972・0261)

または豊橋労働基準監督署

(☎0532・54・1194)

へお問い合わせください。

・医療費などの救済給付

労災保険法などで補償され

ない石綿による中皮腫や肺が

んなどを発症している方、平

成17年3月26日以前にこれら

の疾病を発症して死亡された

方が対象です。

詳しくは、環境省中部地方

環境事務所(☎052・955・213

4)へお問い合わせください。

お気軽にご相談ください 相談は無料。秘密厳守です。

| 名称 | とき | ところ | 相談員 | 問合先 |
|-----------------------|------------------------|-------|----------------|-----------------|
| 人権相談 行政相談 よろず相談 | 5月31日(木) 午前10時～午後4時 | 市民相談室 | 石原 庸隆 白川 節子 | 市民課 ☎66・1110 |
| | 6月1日(金) 午前10時～午後4時 | | 櫻間 雅文 鈴木 博子 | |
| 介護相談 | 6月12日(月) 午前9時30分～正午 | | 介護相談員 | 長寿課 ☎66・1176 |

| 名称 | とき | ところ | 相談員 | 問合先 |
|---------------|---|-------|---------|-------------------|
| 法律相談 (予約制) | 6月7日(木)・14日(木)・21日(木) 午後1時～4時 予約受付:6月7日は5月 29日(木)、14日は6月5日 (木)、21日は6月12日(木)午 前8時30分からです。 | 市民相談室 | 弁護士 | 市民課 ☎66・1110 |
| | | | | |
| 消費生活相談 | 5月26日(金)、6月2日(金)、9日(金) 午前10時～午後4時30分 | | 消費生活相談員 | 商工観光課 ☎66・1119 |